

## 監査公表 第 6 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和 2 年(2020 年)12 月 17 日

湖南省監査委員 渡邊 悦夫  
同 松原 栄樹

### 随 時 監 査 結 果 (公の施設指定管理)

#### 第 1 監査の概要

##### 1) 監査の実施日

- ・令和 2 年 10 月 21 日(水)

##### 2) 監査対象

教育部 生涯学習課

- ・雨山文化運動公園

建設経済部 産業振興戦略局 産業立地企画室

- ・魅力発信拠点施設(HAT)

健康福祉部 子ども家庭局 子ども政策課

- ・石部南学童保育所

総合政策部 地域創生推進課

- ・石部まちづくりセンター

## 第2 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたり、担当課が所管する諸施設の中で、指定管理者制度に基づく基本協定書及び単年度協定を締結して指定管理料（一部除く）により管理運営している施設から対象を抽出した。随時監査資料（指定管理者監査）様式に基づき作成し必要資料の写し等を添付し提出を求めた書類により担当課職員から説明を聴き取り、公の施設管理業務がそれぞれの「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」に基づき業務が遂行できているか監査を行った。

また、雨山文化運動公園及び魅力発信拠点施設については現地踏査も行った。

## 第3 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」により施設管理、書類の作成提出等適切に処理されており、指定管理業務については概ね適正であったと認められる。

しかしながら、特に今年度の随時監査（指定管理業務監査）だけでなく、全庁的に改善の必要があると考えられる点について次のとおり指摘し、同時に今回の監査対象施設について監査意見を述べることとする。

### 指摘事項

収支決算書（様式第2号）について、当初予算額（A）補正額（B）予算現額（ $C=A+B$ ）決算額（D）差引（ $D-C$ ）で記載されている施設があるが、差引欄は予算現額からの差引であると考えられるので、様式について改められるとともに、指定管理者に適切に指示されたい。この収支決算書（様式第2号）での歳入と歳出の差額の取り扱いについては統一した記載がなされていない。今後様式の整理及び「管理運営に関する基本協定書」に記載するなど対応に努められたい。

指定管理者は補助団体の扱いではないため、収入不足時の財源補填の財源や収支差額は公金となることから、担当課として十分把握し適切な指導に努められたい。

### 監査対象施設に対する意見

教育部 生涯学習課

・雨山文化運動公園

施設については良好な維持管理がされているので、今後は施設の有効活用について、集客に向けてのPRも含め積極的に取り組まれたい。

建設経済部 産業振興戦略局 産業立地企画室

・魅力発信拠点施設(HAT)

収支決算書(様式第2号)について、予算現額と決算額が同額となっているが、記載の方法について指導されたい。新型コロナウイルス感染予防対策で十分な営業ができなかった時期があったが、アフターコロナに向け積極的な事業展開を期待する。

健康福祉部 子ども家庭局 子ども政策課

・石部南学童保育所

公金の保管については1人の管理となっている為、口座振替を推進するなど、できるだけ保管をしない取り組みを指導されたい。

総合政策部 地域創生推進課

・石部まちづくりセンター

特になし